川崎市立図書館個人利用の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)第7条第 1項及び第2項に規定する登録及び貸出カードの交付について、必要な事項を定めるものとす る。

(登録)

- 第2条 登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、市内在住者、市内在勤者若し くは市内在学者又は図書館活動発展のために図書館長が特に認めた者とする。
- 2 前項に規定する者以外の者で、登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、図書館の相互利用に関する協定を締結した自治体のうち、稲城市若しくは狛江市に居住する者又は図書館の相互利用に関する協定を締結した学校のうち、和光大学に所属する者とする。
- 3 前2項に規定する者には、貸出カード(第1号様式)を交付する。
- 第3条 前条第1項及び第2項に規定する者以外の者で、登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、図書館の相互利用に関する協定を締結した自治体のうち、町田市若しくは 横浜市に居住する者又は氏名及び住所を証する書類を提示することのできる者とする。
- 2 前項に規定する者には、貸出カード(第2号様式)を交付する。
- 第4条 図書館長は、前2条に規定する登録(更新を含む。)に当たっては、氏名及び住所を証する書類のほか、必要に応じ、勤務先又は学校等の発行する証明書等の提示を求めることができる。

(登録の取消し)

第5条 図書館長は、登録を受けた者がその資格を有しなくなったと認めたときは、その者の登録を取り消すものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に利用登録及び貸出カードの交付を受けた者は、第3条2項に該当する者で あっても登録以降3年間は、従来どおりの利用ができるものとする。

附則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

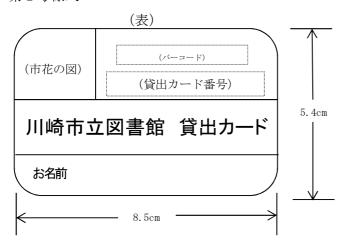
2 図書館相互の個人利用登録に関する協定を締結した町田市の居住者が受けられる利用内容は、 当面の間、貸出のみとし、予約及びリクエストはできないものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により交付されている貸出カードは、改正後の要綱(以下「新要綱」という。)第2条第3項又は第3条第2項の規定による貸出カードの交付を受けるまでの間、新 要綱の規定により交付された貸出カードとみなす。

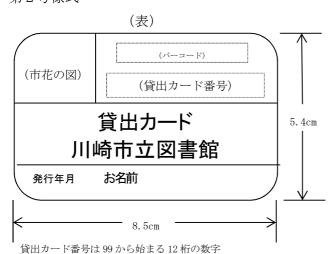
第1号様式



貸出カード番号は19から始まる12桁の数字



第2号様式



- ★このカードで資料の貸出が受けられます。
- ★リクエスト、予約については、お受けできません。
- ★住所・氏名等に変更があった場合はお知らせください。 ★このカードを拾われた方は、お近くの川崎市立図書館 または下記へご連絡ください。

中原図書館 044-722-4932